

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

平成 27 年 1 月 28 日

富士フイルムホールディングス株式会社(社長:中嶋 成博)は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため、自己株式の取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | | |
|----------------|---|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | : | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | : | 1,600 万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | : | 500 億円(上限) |
| (4) 取得期間 | : | 平成 27 年 1 月 29 日～平成 27 年 7 月 31 日 |

(ご参考)平成 26 年 12 月 31 日時点での自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	:	482,134,283 株
自己株式数	:	32,491,445 株

本件に関するお問合せは、下記にお願いいたします。

報道関係 経営企画部 コーポレートコミュニケーション室
インターネットホームページアドレス

TEL 03-6271-2000
<http://www.fujifilmholdings.com/>